

○塩竈市いきいき企業支援条例施行規則

平成18年3月15日

規則第6号

改正 平成19年4月規則第14号

平成20年4月規則第16号

平成24年6月規則第50号

平成28年3月規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、塩竈市いきいき企業支援条例（平成18年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業所の業種)

第2条 条例第2条第1号の規則で定めるものは、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に掲げる大分類Eの製造業、Gの情報通信業、Hの運輸業、郵便業のうち道路貨物運送業、水運業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業、Iの卸売業、小売業のうち卸売業、Lの学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関、Mの宿泊業、飲食サービス業のうち旅館及びホテルの用に供する施設とする。

(平20規則16・一部改正)

(新規雇用者)

第3条 条例第2条第8号の新規雇用者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 雇用期間の定めのない労働者
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として同法第9条の規定による確認を受けている者
- (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条に規定する適用事業所にあつては、同法第9条に規定する被保険者として同法第18条第1項の確認を受けている者

2 指定企業者は、新規雇用者の採用に当たっては職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に定める公共職業安定所を経由して求人に努めるものとする。

(対象企業者の指定の申請)

第4条 条例第4条第2項の規定による申請は、指定企業者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、事業所の設置工事に着手する日の30日前まで（事業所を空き工場等を購入して設置（以下「取得」という。）又は賃借した場合にあつては、当該事業所の売買又は賃貸借の契約日から30日以内）に市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業所の位置図及び設計図
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項の規定により交付を受けた確認済証の写し（事業所を新設、増設及び移設する場合に限る。）
- (4) 事業所の建設に関する工事請負契約書の写し（事業所を新設、増設及び移設する場合に限る。）
- (5) 売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し（事業所を取得又は賃借する場合に限る。）
- (6) 法人の登記事項証明書（個人事業主の場合は住民票の写し）
- (7) 定款、事業案内書等の企業の概要を示すもの
- (8) 営業報告書、財務諸表、確定申告書の写し等企業者の財務状況を示すもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（平24規則50・一部改正）

（対象企業者の指定の通知）

第5条 条例第4条第3項の規定による通知は、指定企業者決定通知書（様式第3号）又は指定企業者不承認決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（変更の届出）

第6条 条例第5条の規定による届出は、指定企業者指定申請内容変更届出書（様式第5号）に、当該変更に係る第4条各号に規定する関係書類を添えて、当該変更の日から30日以内に行うものとする。

（指定の取消し）

第7条 条例第6条の規定による指定の取消しは、指定企業者取消通知書（様式第6号）により行うものとする。

（企業立地奨励金の算定における端数処理）

第8条 条例第8条第2項の規定による企業立地奨励金の算定において、10,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（営業開始の届出）

第9条 指定企業者は、第4条の申請に係る事業所の営業を開始したときは、営業開始日から30日以内に営業開始届（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に届け出るものとする。

- (1) 建築基準法第7条第5項の規定により交付を受けた検査済証の写し（事業所の新設、増設及び移設した場合に限る。）

- (2) 事業所に常時雇用されている従業員（以下「常時雇用者」という）の名簿の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(奨励措置の申請)

第10条 条例第12条第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる奨励措置ごとに当該各号に定める申請期間及び提出書類により行うものとする。ただし、法人市民税の控除にかかる申請については、第4条の規定による指定企業者の指定の申請をもって代えるものとする。

(1) 企業立地奨励金の交付

ア 申請期間 投下固定資産額に課せられる固定資産税及び都市計画税を納期限内に全額納付した日から30日以内

イ 提出書類

- (ア) 企業立地奨励金交付申請書（様式第8号）
- (イ) 事業実績書（様式第9号）
- (ウ) 固定資産課税台帳登録証明書
- (エ) 納税証明書等市税を滞納していないことが確認できるもの
- (オ) その他市長が必要と認めるもの

(2) 雇用奨励金の交付

ア 申請期間 市内に住所を有している新規雇用者を、営業開始日から引き続き1年以上雇用した日から30日以内

イ 提出書類

- (ア) 雇用奨励金交付申請書（様式第10号）
- (イ) 事業実績書（様式第9号）
- (ウ) 新規雇用者の住民票の写し
- (エ) 新規雇用者にかかる雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し
- (オ) 新規雇用者に係る雇用契約書若しくは雇用通知書及び就業規則の写し又は新規雇用者を営業開始日より引き続き1年以上雇用していることが確認できるもの
- (カ) 新規雇用者が記載された常時雇用者の従業員名簿の写し
- (キ) 納税証明書等市税を滞納していないことを確認できるもの
- (ク) その他市長が必要と認めるもの

（平24規則50・一部改正）

(奨励措置の可否の通知)

第11条 条例第12条第2項の規定による通知は、奨励措置決定通知書(様式第11号)又は奨励措置非該当通知書(様式第12号)により行うものとする。

(企業立地奨励金及び雇用奨励金の交付時期)

第12条 企業立地奨励金及び雇用奨励金の交付時期は、第10条第1号及び第2号の規定による奨励金の交付申請を行った年度の翌年度とする。

(内容変更の届出)

第13条 条例第13条の規定による届出は、奨励措置申請変更届出書(様式第13号)に、当該変更に係る第10条各号に定める関係書類を添えて、当該変更の日から30日以内に行うものとする。

(奨励措置決定の取消し)

第14条 条例第14条の規定による奨励措置決定の取消しは、奨励措置決定取消通知書(様式第14号)により行うものとする。

(返還等の通知)

第15条 条例第15条第1項の規定による奨励金の返還は、奨励金返還通知書(様式第15号)により行うものとする。

(継承企業者の届出)

第16条 条例第16条の規定による届出は、指定企業者継承届出書(様式第16号)に継承に関する事実を明らかにする書類を添付して、当該継承の日から30日以内に行うものとする。

(立入調査の身分証明書)

第17条 条例第17条第2項の身分を示す証明書は、立入調査身分証明書(様式第17号)とする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月規則第14号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月規則第16号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月規則第50号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置の原則）


2 この規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

指定企業者指定申請書

塩竈市長 殿

申請者の 住 所
氏 名 
法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

指定企業者の指定を受けたいので、塩竈市いきいき企業支援条例第4条第2項及び塩竈市
いきいき企業支援条例施行規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、本申請にあたり、市税の納付状況を公簿等により調査することに同意いたします。

記

申請書に関する担当者 所属 氏名 電話番号

様式第2号(第4条関係)

事業計画書

1 本社の概要

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 電話番号
- (4) 設立年月日 年 月 日
- (5) 資本金又は出資金
- (6) 従業員数 男 人 女 人 計 人
- (7) 業種・事業内容
- (8) 主な生産品目
- (9) 事業年度 月 日～ 月 日
- (10) 決算期

2 新事業所の概要

- (1) 区分 (新設・増設・移設・取得・賃借)
- (2) 事業所の名称
- (3) 事業所の建設地
- (4) 生産品目
- (5) 従業員数 男 人 女 人 計 人
- (6) 年間生産(売上)予定額 円

3 事業所建設の概要

- (1) 敷地面積 m^2
- (2) 建築面積 m^2 (建築延床面積 m^2)
- (3) 土地取得・賃借年月日 年 月 日
- (4) 建物取得・賃借年月日 年 月 日
- (5) 工事着工年月日 年 月 日
- (6) 完成年月日 年 月 日
- (7) 営業開始予定年月日 年 月 日

4 公害(大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音等)防止施設の内容

5 常時雇用者等計画数

常時雇用者		臨時雇用者 (注3)	派遣 (注4)	業務請負 (注5)	合計
正社員 (注1)	非正社員 (注2)				
新規雇用者	その他	人	人	人	人
人	人				
(人)	(人)				

(注1) 期間を定めずに雇用されている人

(注2) 1か月を超える期間を定めて雇用されている人(パート、アルバイト、契約社員等)

(注3) 1か月以内の期間を定めて別経営の事業所から派遣されている人

(注4) 人材派遣会社など別経営の事業所に雇用されて働いている人

(注5) 業務請負を行う別経営の事業所に雇用されて働いている人

※ ()内には正社員、非正社員のうち、市内に住所を有する者

6 設備投資額

(単位：千円)

区 分	投 資 額	財 源 内 容		
		自 己 資 金	融 資	そ の 他
用 地 建 物 機 械 設 備 構 築 物 附 属 備 品 車 両 運 搬 具 そ の 他				
合 計				

様式第3号(第5条関係)

塩竈市指令 第 号
年 月 日

指定企業者決定通知書

(申請者) 様

塩竈市長 

年 月 日付けで申請のありました指定企業者の指定について、次のとおり決定しましたので、塩竈市いきいき企業支援条例第4条第3項及び塩竈市いきいき企業支援条例施行規則第5条の規定により通知します。

記

- 1 指 定 番 号 第 号
- 2 事業所の所在地
- 3 事業所の名称
- 4 代表者氏名
- 5 指 定 の 条 件

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、塩竈市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、塩竈市を被告として(訴訟において塩竈市を代表するものは塩竈市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第5条関係)

塩竈市指令 第 号
年 月 日

指定企業者不承認決定通知書

(申請者) 様

塩竈市長 

年 月 日付で申請のありました指定企業者の指定について、次の理由により不承認と決定しましたので、塩竈市いきいき企業支援条例第4条第3項及び塩竈市いきいき企業支援条例施行規則第5条の規定により通知します。

記

不承認の理由

教示

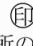
- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、塩竈市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、塩竈市を被告として(訴訟において塩竈市を代表するものは塩竈市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第6条関係)

指定企業者指定申請内容変更届出書

年 月 日

塩竈市長 殿

申請者の 住 所
氏 名 
法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

次のとおり変更がありましたので、塩竈市いきいき企業支援条例第5条及び塩竈市いきいき企業支援条例施行規則第6条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 指 定 番 号 第 号
- 3 変 更 理 由
- 4 変更年月日 年 月 日
- 5 変 更 事 項
- 6 変 更 書 類

様式第6号(第7条関係)

第 号
年 月 日

指定企業者取消通知書

(申請者) 様

塩竈市長 

年 月 日付け塩竈市指令第 号(指定番号第 号)で通知しました指定企業者の決定については、下記の理由により取消しましたので、塩竈市いきいき企業支援条例第6条及び塩竈市いきいき企業支援条例施行規則第7条の規定により通知します。

記

指定取消しの事由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、塩竈市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、塩竈市を被告として(訴訟において塩竈市を代表するものは塩竈市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

営 業 開 始 届

塩竈市長 殿

申請者の 住 所
氏 名
法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

指定企業者の指定を受けた事業所について、次のとおり営業を開始しましたので塩竈市いきいき企業支援条例施行規則第9条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 指定番号 第 号
- 3 事業所の所在地
- 4 事業所の名称
- 5 工事着工年月日 年 月 日
- 6 工事完成年月日 年 月 日
- 7 営業開始年月日 年 月 日
- 8 常時雇用者数

	常 時 雇 用 者				備 考
	正社員 (注1)		非正社員 (注2)	合 計	
性別	新規雇用者(市内)	その他			
男	人	人	人	人	
女	人	人	人	人	
計	人	人	人	人	

(注1) 期間を定めずに雇用されている人


(注2) 1か月を超える期間を定めて雇用されている(パート、アルバイト、契約社員等)

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

企業立地奨励金交付申請書

塩竈市長 殿

申請者の 住 所
氏 名 
法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

塩竈市いきいき企業支援条例第8条に規定する企業立地奨励金の交付を受けたいので、塩竈市いきいき企業支援条例第12条第1項及び塩竈市いきいき企業支援条例施行規則第10条第1号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、本申請にあたり、必要に応じて市税の納付状況を公簿等により調査することに同意します。

記

- 1 指 定 年 月 日 年 月 日
- 2 指 定 番 号 第 号
- 3 事業所の所在地
- 4 事業所の名称
- 5 代表者氏名
- 6 営業開始年月日 年 月 日

様式第9号(第10条関係)

事業実績書

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の設置場所
- 3 用地取得年月日 年 月 日
- 4 着工年月日 年 月 日
- 5 完成年月日 年 月 日
- 6 営業開始年月日 年 月 日
- 7 業種及び主要製品等
- 8 年間生産(売上)額 円
- 9 敷地面積 m²
- 10 建築面積 m²(水平投影面積)
- 11 常時雇用者等

常時雇用者		非正社員 (注2)	臨時雇用者 (注3)	派遣 (注4)	業務請負 (注5)	合計
正社員(注1)						
新規雇用者	その他	人	人	人	人	人
人	人					
(人)	(人)	(人)				

- (注1) 期間を定めずに雇用されている人
- (注2) 1か月を超える期間を定めて雇用されている人(パート、契約社員等)
- (注3) 1か月以内の期間を定めて別経営の事業所から派遣されている人
- (注4) 人材派遣会社など別経営の事業所に雇用されて働いている人
- (注5) 業務請負を行う別経営の事業所に雇用されて働いている人
- ※ ()内には正社員、非正社員のうち、市内に住所を有する者

12 設備投資額

(単位：千円)

区 分	投 資 額	財 源 内 容		
		自 己 資 金	融 資	そ の 他
用 地 建 物 機 械 設 備 構 築 物 附 属 備 品 車 両 運 搬 具 そ の 他				
合 計				

13 投下固定資産額

(単位：千円)

区 分	課 税 対 象 者 名	課 税 標 準 額	固 定 資 産 税 額
土 地 分			
家 屋 分			
償 却 資 産 分			
合 計			

様式第10号(第10条関係)

年 月 日

雇用奨励金交付申請書

塩竈市長 殿

申請者の 住 所
氏 名 ④
法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

塩竈市いきいき企業支援条例第9条に規定する雇用奨励金の交付を受けたいので、塩竈市いきいき企業支援条例第12条第1項及び塩竈市いきいき企業支援条例施行規則第10条第2号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、本申請にあたり、必要に応じて市税の納付状況を公簿等により調査することに同意します。

記

- 1 指 定 年 月 日 年 月 日
- 2 指 定 番 号 第 号
- 3 事業所の所在地
- 4 事業所の名称
- 5 代 表 者 氏 名
- 6 営業開始年月日 年 月 日

様式第11号(第11条関係)

塩竈市指令 第 号
年 月 日

奨励措置決定通知書

(申請者) 様

塩竈市長 

年 月 日付で申請のありました、下記の奨励措置について次のとおり決定しましたので、塩竈市いきいき企業支援条例第12条第2項及び塩竈市いきいき企業支援条例施行規則第11条の規定により通知します。

記

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 指定番号 第 号
- 3 事業所の所在地
- 4 事業所の名称
- 5 代表者氏名
- 6 奨励措置の名称
- 7 奨励金の額 円
- 8 交付の条件

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、塩竈市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、塩竈市を被告として(訴訟において塩竈市を代表するものは塩竈市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号(第11条関係)

塩竈市指令 第 号
年 月 日

奨励措置非該当通知書

(申請者) 様

塩竈市長 

年 月 日付で申請のありました下記の奨励措置について、次の理由により非該当と決定しましたので、塩竈市いきいき企業支援条例第12条第2項及び塩竈市いきいき企業支援条例施行規則第11条の規定により通知します。

- 1 奨励措置の名称
- 2 非該当の理由

教示

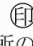
- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、塩竈市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、塩竈市を被告として(訴訟において塩竈市を代表するものは塩竈市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第13号(第13条関係)

年 月 日

奨励措置申請変更届出書

塩竈市長 殿

申請者の 住 所
氏 名 
法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

次のとおり変更がありましたので、塩竈市いきいき企業支援条例第13条及び塩竈市いきいき企業支援条例施行規則第15条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 指 定 年 月 日 年 月 日
- 2 指 定 番 号 第 号
- 3 奨励措置の名称
- 4 変 更 理 由
- 5 変 更 年 月 日 年 月 日
- 6 変 更 事 項
- 7 変 更 書 類

様式第14号(第14条関係)

第 号
年 月 日

奨励措置決定取消通知書

(申請者) 様

塩竈市長 

年 月 日付け塩竈市指令第 号で通知しました奨励措置の決定については、下記により取消しましたので、塩竈市いきいき企業支援条例第14条第1項及び塩竈市いきいき企業支援条例施行規則第14条の規定により通知します。

- 1 奨励措置の名称
- 2 取消しの理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、塩竈市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、塩竈市を被告として(訴訟において塩竈市を代表するものは塩竈市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15号(第15条関係)

第 号
年 月 日

奨励金返還通知書

(申請者) 様

塩竈市長 

塩竈市いきいき企業支援条例第15条第1項の規定に基づき、下記奨励金の返還を求めますので、塩竈市いきいき企業支援条例施行規則第15条の規定により通知します。

記

- 1 返還金額 企業立地奨励金 円
雇用奨励金 円
- 2 納付期日 年 月 日
- 3 返還理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、塩竈市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、塩竈市を被告として(訴訟において塩竈市を代表するものは塩竈市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第16号(第16条関係)

第 号
年 月 日

指定企業者継承届出書

塩竈市長 殿

申請者の 住 所
氏 名 ㊟
法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

次のとおり指定企業者の事業所を継承しましたので、塩竈市いきいき企業支援条例第16条第1項及び塩竈市いきいき企業支援条例施行規則第16条の規定により届け出ます。

記

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 指定番号 第 号
- 3 事業所の所在地
- 4 事業所の名称
- 5 被継承者の住所
- 6 被継承者の氏名
- 7 継承者の住所
- 8 継承者の氏名
- 9 継承年月日 年 月 日
- 10 継承理由

様式第17号(第17条関係)

※ 大きさ 縦5.5cm、横9.5cm

(表)

立 入 調 査 身 分 証 明 書	
第	号
所 属 職 名 氏 名	
上記の者は、塩竈市いきいき企業支援条例第17条第1項の規定により立入調査をすることができる職員であることを証明する。	
年 月 日発行	
塩竈市長	㊟

(裏)

塩竈市いきいき企業支援条例 抜粋
(報告及び調査)
第17条 市長は、奨励措置の適正を期するため、指定企業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員にその事業所に立ち入らせ、関係帳簿等を調査させることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

(平28規則11・一部改正)

様式第4号 (第5条関係)

(平28規則11・一部改正)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第7条関係)

(平28規則11・一部改正)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第10条関係)

様式第9号 (第10条関係)

様式第10号 (第10条関係)

様式第11号 (第11条関係)

(平28規則11・一部改正)

様式第12号 (第11条関係)

(平28規則11・一部改正)

様式第13号 (第13条関係)

様式第14号 (第14条関係)

(平28規則11・一部改正)

様式第15号 (第15条関係)

(平28規則11・一部改正)

様式第16号 (第16条関係)

様式第17号 (第17条関係)

(平19規則14・一部改正)